

令和7年度
事業計画

地方競馬全国協会

令和7年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

1. 事業運営の基本方針

地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の共通の利益となる事業等を実施する地方共同法人として、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進と馬の改良増殖その他畜産の振興に資するため、「お客様を基本」に「主催者の立場に立った視点」で事業を運営し、「お客様に安心して楽しんでいただける地方競馬」の実現を図る。

令和7年度は、「公正確保の徹底」、「畜産振興」、「強い馬づくり」の3つを重点分野と位置付け、地方競馬の魅力向上と売上拡大に向けて全力で取り組む。中間年度にあたる「第四期競馬活性化計画」（以下、「競馬活性化計画」という。）に基づく施策・事業に着実に取り組むとともに、その検証を行い、地方競馬の目的である畜産振興及び地方財政の改善により一層貢献していくため、目標に掲げた「地方競馬の経営基盤の強化」の実現及び将来に向けた地方競馬の持続的な発展に向け、優先的に取り組む事項を整理する。

2. 地方競馬を取り巻く情勢と協会の対応

令和2年度以降から続いていたコロナ禍におけるいわゆる「巣ごもり需要」による伸び率の効果はなくなっている一方で、令和6年度は3歳ダート三冠競走をはじめとした「新しいダート競走体系」の本格的な開始により、利用者数の増加なども見られた結果、今年度（1月末日現在）の総売得金は対前年比104.3%、一日平均の売得金は対前年比103.6%と堅調に推移をしている。今後もこの基調を持続するものとしたうえで、令和7年度の売得金見込は、競馬活性化計画における地方競馬全体の総売得金と同期をとり、1兆1,340億円（前年度予算比101.1%）とする。

こうした中で協会は、畜産振興及び競走馬生産振興という地方競馬の役割をしっかりと果たしていくため、主催者とともに公正確保対策の強化により不祥事案の根絶を図ることでお客様の信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境を構築するとともに、畜産振興及び競走馬生産振興の取組への支援に対する拡充を図り、競馬活性化計画に基づき「地方競馬の共通基幹システムⁱの更新」、「強い馬づくり」や「新しいダート競走体系の整備」に向けた取組を主催者と連携して着実に推進していく。

3. 令和7年度に取り組む重点課題

公正確保を徹底してお客様の信頼を確保し、畜産振興及び競走馬生産振興という地方競馬の役割を果たすとともに、中間年度にあたる競馬活性化計画の最終年次に掲げた目標達成のため、令和7年度は以下の施策に重点的に取り組む。

- (1) 主催者及び関係団体と連携した公正確保の徹底
- (2) 畜産振興事業及び競走馬生産振興事業の拡充
- (3) 競馬活性化計画に基づく主催者の施設整備の着実な推進
- (4) 「新しいダート競走体系」整備のさらなる推進
- (5) 地方競馬の公益貢献に関する効果的な情報発信
- (6) 地方競馬共通基幹システムの構築と確実な移行
- (7) 競馬のプロ集団としての効果的かつ効率的な業務遂行

II 具体的な取組

1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への支援業務の実施に関する方針を、地方競馬の公正確保に関する最高会議である「地方競馬公正会議」に諮り、決定された方針に基づいて必要な支援業務を行うとともに協会と全主催者が連携して公正確保の徹底に取り組む。特に調教師、騎手に対する研修は、各場年1回実施している現地研修会に加えて、重大な不祥事案が発生した競馬場では、再発防止のための研修会を実施するほか、騎手の安全対策にも取り組む。

馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成についても、不祥事案発生防止を念頭に置いて厳正かつ着実な実施を図る。

(1) 公正確保の徹底に向けた取組

競馬の公正確保を徹底するため、裁決、決勝審判、発走の執務委員として専門職員を主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携協力の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。また、「令和7年度総合的な公正確保対策」に基づき、以下の取組を進める。

① 不祥事案発生防止のための取組

ア 厩舎関係者への研修の強化

競馬法違反事案の発生を防ぐため、厩舎関係者全般を対象に一層の自覚を促し、公正確保意識をより高める教育、指導を行う。なお、令和7年度には、令和6年度に作成した外国語のテロップ入りの地方競馬の公正確保に関する映像に外国語の音声を追加することで、外国人厩務員に対する研修のより効果的な実施を図る。

調教師・騎手を協会本部に召喚して実施する研修についても、引き続き対象となる者の範囲を拡大して実施する。さらに、研修の内容を強化する

必要があると判断された者については、公正部と地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）が連携して研修を行う。

イ 管理・監視体制の強化及び違反事案に対する厳罰化

すべての競馬場において監視管理体制の強化が図られるよう、主催者が行う監視体制強化のための施設、設備の整備への助成事業を継続する。また、調整ルーム、業務エリアへの通信機器の持込、使用事案の発生防止のため、違反者に対する処分を厳罰化する。

ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の履行徹底に加え、地方競馬における内部通報制度をその趣旨に基づいて適切に運用し、競馬関係事業者からのさらなる情報提供を促す。

また、引き続きインターネット上の地方競馬に関する情報、きゅう舎関係者のSNS等について専門事業者による定期的な確認を行うことで、不適切な行為等の迅速な発見に努める。

エ 裁決の厳格化

裁決委員の養成と訓練を通じ、委員の質の向上を図る。また開催に際しては、協会裁決委員は主催者裁決委員とともに競走における監視を厳正に行い、認めるべき理由がなく騎手が本来行うべき扶助操作を行わない等、お客様の不信を招きかねない騎乗について厳正に処分することによって、競走の公正確保及びお客様の信頼確保を図る。

オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

インターネット投票事業者の協力を得て、仮認定厩務員を含む厩舎関係者の馬券購入調査を実施し、事案の根絶を図る取組を継続する。

カ 薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

令和6年度の禁止薬物陽性馬発生事案及び複数の規制薬物陽性馬発生事案を重く受け止め、改めて管理責任者である調教師に対し薬物陽性馬発生防止対策の徹底を指導するとともに、薬物及び飼料の管理状況や入退厩管理の確認等厩舎巡回を強化し、発生事案に関する主催者獣医職員との情報共有、開業獣医師に対する研修を実施するなど、薬物陽性馬発生の根絶に向けた取組を推進する。また、規制薬物についての処分の厳格化について、理解醸成に努めるとともに、主催者の薬物検査に対する助成事業を継続して実施する。

キ 放馬事故防止の徹底

これまでに主催者等が整備した放馬事故防止施設、設備を適切に運用するため、協会職員の立会による放馬事故防止訓練の実施を徹底するとともに、対策マニュアルの改善を行い、放馬事故発生の防止を図る。なお、すべての競馬場等において対策の強化を図るため、主催者が行う施設、設備

の整備への助成事業を継続する。

ク 競走における公正確保の取組

競走における公正確保の取組を充実させるため、主催者が行う競走の監視に必要な施設、設備の設置に対する助成事業を継続する。

ケ 人馬を保護するための取組

主催者、関係各所と連携してより安全性の高い騎手の装具等の研究、導入のほか、引き続き騎手の安全対策に取り組む。なお、安全性の高い騎手の装具の導入の際には、すみやかに全騎手に行きわたるよう助成を行う。

また、暑さ指数が高くなる期間、時間帯の開催において、令和5年度に取りまとめた「暑熱対策についての地方競馬の取組み」に基づいた対応を引き続き行い、酷暑からの人馬の保護と競走中の事故減少に努める。

さらに、競走馬の産地への循環を推進するため、主催者等が行う暑熱対策に係る施設整備に対する助成事業（下記3（1）の事業として実施）を継続する。

② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化

ア 執務環境の点検・確認

公正確保の徹底に向け、すべての競馬場の開催執務環境及び状況の点検・確認を行う。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有を行うほか、開催執務委員のレベルアップ研修を開催し、事例を検証しながら主催者間の判断基準の統一等を図る。

ウ （公財）競馬保安協会への助成の拡充

馬主登録申請者の増加や公正確保に必要な調査の強化に対応するため、（公財）競馬保安協会への助成を拡充する。

エ 公正確保関連団体との連携強化

「全国公正確保対策推進会議」の構成員である調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、（公財）競走馬理化学研究所、（一財）地方競馬共済会、全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組むとともに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう必要な助成を行う。

オ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者に対しても情報を迅速に共有することにより地方競馬全体で再発防止

を徹底し、速やかな信頼回復を図る。また、主催者が行う関係者に対する処分や指導の徹底等に全面的に協力する。

(2) 馬主及び馬の登録

馬主及び馬の登録を厳正に行うとともに関係団体と緊密な連携を図り、拒否事由該当者の排除を確実に行うほか、既登録馬主については、破産者検索システムの適切な運用、名義貸借等の情報収集に努め、不正防止に向け積極的に取り組む。

(3) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許における審査を厳正に行う。免許保有者については、主催者との意見交換等を通じて受験者の平素の生活態度や就業状況等についての情報収集を図るとともに、主催者から提供された意見も参考に免許試験を実施する。また、試験を通じて業務上必要な知識や技術の向上を促し、不祥事案防止の徹底に向けて、公正確保の重要性とその責務についてさらなる意識の定着とモラルの強化を図るとともに、試験の実施方法について、受験者の申請手続きの簡素化や効率的な実施を目指し電子化等を含めた検討を行う。

また、厩務員の認定については、主催者に対する協力を引き続き行っていく。

(4) 騎手、調教師等の養成・訓練

教養センターにおいて、騎手及び調教師の養成・訓練を計画的に行う。

① 騎手の養成

入所希望者の増加を図り、より優秀な騎手候補生の獲得を引き続き推進する。また、学力・技術・精神の向上を図ることで、優れた騎手を安定的に養成していくため、座学による各種授業、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導のほか、公正確保及びモラル・コンプライアンス意識向上を目的とした公正部や競馬保安協会の講話に加え、社会人として知るべき金融関係の知識や租税に関する講義を専門の外部講師を招聘して行うなどカリキュラムを充実させるとともに、メンタルトレーニングとカウンセリングでは必要に応じてテーマをリクエストし、若年期の精神的なサポートを継続していく。施設面では、全面改修された1,100m走路を積極的に活用し有意義な訓練を実施するとともに、人馬の安全確保対策として障害馬場柵のFRP（繊維強化プラスチック）化を行い、生活環境改善のため老朽化が著しい寄宿舍を新しく整備する。

また、ばんえい騎手の養成についても、免許試験に向けた短期の講座を実施する。

② 騎手の訓練

免許取得後概ね2年の新人騎手を対象に、教養センターにおいてキャリア

形成とモラル、コンプライアンス意識及び公正確保の徹底を目的とした研修を実施するほか、公正部と教養センターが連携し、騎手を対象とした研修を必要に応じて実施する。

③ 調教師の養成

年2回の調教師課程において公正確保面も含め優れた調教師を養成する。

④ 調教師の訓練

公正部と教養センターが連携し、調教師を対象とした研修を必要に応じて実施する。

(5) 開催執務委員等の養成、訓練

教養センターにおいて、開催執務委員等の養成・訓練を計画的に行う。

① 開催執務委員の養成

主催者職員等を対象とした4回の基礎研修に加え、裁決、決勝審判、発走、馬場管理の各委員の業務研修を、実務に直結する内容、過去事例を参考にした対策等を中心としたカリキュラムにより2回ずつ実施する。

② 現場配置後の委員の技術研鑽

現場配置後の業務経験者のレベルアップを目的とした研修を実施する。

(6) ばんえい競馬運営体制の強化に向けた支援

唯一の重種馬であることから他の主催者との連携が不足するばんえい競馬について、主催者が実施する持続的な発展のための運営体制強化の取組に所要の支援を行う。

2. 畜産振興に関する業務

地方競馬の社会的責務を果たすため、畜産振興の取組への支援を拡充するとともに、「競馬の畜産振興への貢献」について広く周知を図る。

(1) 畜産振興補助事業

① 馬（軽種馬を除く）の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく馬の血統登録、優良な重種馬の導入、生産者研修、重種馬生産に係る奨励金交付及び施設整備等の事業に対して補助を継続する。

また、新たな取組として、肥育経営が優位な地域における重種馬繁殖雌馬増頭などを推進する事業に対する補助を行う。

② 畜産経営技術指導事業

地域畜産の活性化及び畜産物の安全かつ安定的な提供の支援などを行う

事業への補助を継続する。

地域畜産の更なる基盤強化を図るため、畜産農家の経営診断・経営指導に欠かせない人材の育成・認定に係る事業等への補助を拡大し、地域畜産振興への支援体制の強化を図る。

また、新たな取組として、各地域の新しいモデル経営設計指標の作成を行う事業や畜産現場におけるICT施設・機械等の適切な導入を支援する事業など4項目の事業に対する補助を行う。

③ 畜産経営合理化事業

競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備のため、馬の飼養・衛生管理・防疫に関する講習会等の開催に係る事業への補助を継続する。

その他、国産ナチュラルチーズの需要拡大を図る事業や豚熱のまん延防止を目的とした野生イノシシへの経口ワクチン散布方法を実証する事業などに対する補助を継続する。

また、新たな取組として、肉用牛の短期肥育・早期出荷の確立に向けた改良データ収集を支援する事業や牛の人工授精師資格取得の講習会に活用する動画を作成する事業など6項目の事業に対する補助を行う。

④ その他の畜産振興補助事業

地方競馬の収益金が畜産振興及び地方財政の改善等、社会に貢献していることを広く周知するため、地方競馬場、場外発売所等においてPR活動等を行う事業や馬人材（獣医師等の馬を扱う専門知識・技術を持った者）の不足を解消するための一助として、教育機関が馬人材の育成のための体制構築及び環境整備を行う事業などに対する補助を継続する。

また、新たな取組として、現在喫緊の課題となっている産業動物獣医師の人材不足・確保のため、獣医師の仕事に関心をもつ学生・生徒に産業動物獣医師の魅力を発信する事業や国産畜産物の安全性確保やSDGsへの取組に対する消費者や小売流通業界への理解・支援拡大に向けて、複数ある認証制度の再編等による高度化を推進する事業など5項目の事業に対する補助を行う。

さらに、協会独自の事業として、競走馬・産業動物獣医師の認知度向上のための児童向け書籍を作成する事業を新たに実施する。

このほか、国の政策の方向性等も踏まえた緊急対策事業や広く畜産の振興に資するため特に必要であると認められる事業に対して、臨機応変に補助が行えるよう、引き続き予算措置を講じる。

(2) 地方競馬の畜産振興への貢献を周知するための取組

全国の地方競馬場で行う乳製品の需要拡大イベントである「地方競馬ミルクウィーク」などのイベント実施等により競馬の畜産振興への貢献を広く周知する。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

馬産地の生産基盤の強化を図り、競走馬の安定供給と強い馬づくりを推進するため、競走馬の生産振興、流通対策等に係る事業を行う団体に対する補助を一号交付金からの振替とJRA特別振興資金からの交付金を原資として実施する。

(1) 競走馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく軽種馬の血統等の登録に対する補助、軽種馬の生産・育成指導事業に対する補助、ばんえい競走馬の血統登録の正確性を確保し重種馬の生産振興に資するためのDNA検査への補助を継続するとともに、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するため、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業への補助や、優良な繁殖牝馬の血統を残していくため牝馬競走の価値向上を目指す「グランダム・ジャパン2025」に対してボーナス賞金を交付する事業への補助、生産者支援対策の一環として、ダートグレード競走及び2歳新馬戦を対象としたNAR生産牧場賞を交付する事業への補助を継続する。

また、競馬場等における競走馬の健康面・安全面に係る対応の向上により産地への循環を推進するため、競馬場等における暑熱対策や競走馬の脚元の保護を目的とした場内舗装等に係る施設整備への補助に加え、新たに競馬場等における獣医療機器導入への補助を行う。

さらに、新たな取組として、軽種馬の血統登録審査の一環として実施される遺伝子改変検査の正確性向上に資するためのデータ収集および体制整備への補助を行う。

(2) 競走馬の防疫衛生対策事業

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対し予防接種を行う事業のほか、競走馬の防疫推進に資する事業への補助を継続する。

(3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、ダート適性を見込める優良種牝馬導入、繁殖牝馬導入促進等による血統改良への取組のほか、草地・放牧地・離農跡地の活用等の生産環境の整備、飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善や強い馬づくりに資する事業への補助及び市場流通の活性化に資する事業への補助を継続する。

また、飼料・燃料の高騰対策として軽種馬生産者等を対象に給付金を支給する事業への補助を継続する。

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業の残存貸付金の保証及び利子補給業務を引き続き実施する。

5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組

競馬活性化計画に基づき強い馬づくりを推進するとともに、高い能力を持った馬が適性に応じて活躍できる新しいダート競走体系を整備すること等により、地方競馬の魅力の向上に取り組む。

(1) 競馬の魅力向上させるための強い馬づくりの取組

競馬活性化計画及び「強い馬づくり計画」等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から以下の事業に取り組み、地方発の強い馬の輩出を目指す。

① 「馬」の側面から

- ア ダートグレード競走で今後の活躍が見込める2歳・3歳馬を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた調教施設を利用する場合や他場に遠征した場合の経費への補助を行う。
- イ 優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助（上記3（1）の事業として実施）を継続する。
- ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付への補助（上記3（1）の事業として実施）を継続する。
- エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、ダート適性の見込める優良種牡馬導入に対する補助（上記3（3）の事業として実施）を行う。
- オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知等を実施する。

② 「環境」の側面から

- ア 主催者が行う強い馬づくりに向けた施設整備（厩舎整備等）への補助を行う。
- イ 海外で行われる主要な競走への地方競馬所属馬の出走を促進するため、出走した馬への出走奨励金及び優勝した馬への褒賞金を支給する。

③ 「人」の側面から

- ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」による厩舎関係者確保のための広報を引き続き実施する。
- イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修への補助を行う。
- ウ 教養センターにおいて厩舎関係者の研修を実施する。
- エ 地方競馬の厩舎業務等について民間コンサルティング事業者を活用し行った分析の内容を踏まえて厩舎の安全基準を策定し、安全な労働環境の構築を目指す。

(2) 競馬の魅力向上させるための競走体系の整備と番組の充実

2023年の2歳馬競走からスタートした新しいダート競走体系の検証を行い、更なる魅力ある競走の実施と今後の国際化に向けて、主催者及び関係団体間の調整及び助言を行うとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を図

る。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

ダート競走振興会議の事務局として、主催者、JRA及び生産者団体との連携・調整を行うとともに、日本グレード格付け管理委員会に参画して円滑な格付けを実施する。

ダート競走の魅力を向上させるため、ダートグレード競走や「シリーズ競走¹¹」の出走馬の充実と新しいダート競走体系の整備を主催者及びJRAと連携して推進するとともに、騎手招待競走への支援を引き続き実施する。

② 有力馬の出走奨励

ダートグレード競走等に競走の趣旨に適った有力馬の出走を促すための褒賞金を拡充する。また、地方所属馬の馬主に対して、3歳ダート三冠競走及び頂点競走に出走する意欲を促進するための付加賞金を支給するとともに、出走奨励策の周知や出走の働きかけを行うほか、その他の効果的な施策にも取り組んでいく。さらに、遠隔地の有力馬の輸送負荷を軽減しダートグレード競走等への出走を促すため、引き続き教養センターを交流競走への出走拠点として利用可能とする。

(3) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整・助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に基づき、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うことにより、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を推進する。

① 開催日程及び発走時刻に関する調整

開催日程や発走時刻について、「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」及び令和5年度に全主催者で確認した「開催日程調整についての考え方」を踏まえ、地方競馬全体として効率的な開催日程と開催場数の適正化等が図られるよう調整に努める。

② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走及びシリーズ競走について、それぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行うとともに、競走の趣旨に適った有力馬の出走を誘導する。

また、新しいダート競走体系に繋がる地区重賞の整備や、各シリーズ競走のさらなる盛り上げに向けて、主催者間の調整や支援を行う。

6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上等に向けた取組

地方競馬の魅力を確実に伝達するとともに、お客様の利便性を高めることによ

り地方競馬の売上を拡大し、経営基盤の強化を図る。

また、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画ⁱⁱⁱ」等に基づき、関係機関等と連携しながらギャンブル等依存症対策に引き続き適切に対応していく。

(1) 競馬の魅力を送達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行う。

① J R Aとの相互発売に関する情報提供

J R Aインターネット投票システムを利用した地方競馬の勝馬投票券の発売について、スポーツ紙への発売対象競走の馬柱の掲載や、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載、グリーンチャンネルでの主要競走の放映等を行う事業への補助を行う。

さらに、地方競馬の施設におけるJ R Aの勝馬投票券の発売について、新聞、テレビ、交通広告等、様々な媒体を活用した主催者による情報提供への補助を行う。

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走、特に「新しいダート競走体系」の中核を担う3歳ダート三冠競走の意義や魅力を継続的に訴求するためのプロモーション広報を行う。

また、J B C競走については、開催主催者と連携し、ダート競馬の祭典に相応しい効果的な共同広報に取り組むとともに、各シリーズ競走等についても主催者と連携した全国的な広報展開を行う。

さらに、重点的な広報機会である年末年始については、J R Aとの連携を深め、活性化補助事業を最大限活用して、我が国の競馬全体の盛り上げを図り、地方競馬の売上の最大化に努める。

③ W E B広報の強化と地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツの充実・整理を図るとともに、ユーザビリティの向上、各種S N Sや地方競馬情報アプリを含むW E Bを総合的に活用した広報展開を強化し、お客様への情報発信の充実及び参加意欲の促進に努める。

④ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより深く送達するため、特設サイトによる情報発信を強化する。また、地方競馬の特色の一つである女性ジョッキーを包括的にプロモーションする広報に引き続き取り組む。

⑤ 公益貢献をアピールする取組

地方競馬の収益金が、馬事・畜産の振興や地方財政の改善等に活用され、

社会貢献していることを広く周知するため、地方競馬の公益貢献PRについて、地方競馬情報サイトを含むWEBやメディア等を通じた新たな情報発信の取組を行う。

⑥ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2025」を開催し、優秀な成績を収めた競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行う。

(2) システムの整備及び運用

「地方競馬の共通基幹システム」の安定的かつ円滑な運用に努める。

お客様への情報提供の充実や利便性向上において重要な役割を担う統合型競馬情報システム（IRIS）及び開催情報配信システムの更新を着実に実施する。IRISについては、主催者の作業効率を高める観点からもシステムをアップデートする。

オッズ等表示システムや映像配信システムの次期更新に向けた構想については、共通基幹システム全体の最適化を見据えた検討を進める。検討にあたっては、民間コンサルタントやシステム運用事業者と連携し、専門的知見を活かしていく。

(3) 来場促進の取組

競馬場の入場者数の増加は、地域経済へ寄与することが見込まれることから、より多くのお客様にご来場いただけるよう、主催者が連携して実施する来場促進策への補助を行う。

(4) ギャンブル等依存症対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」や「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき対策を進めるとともに、公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら、アクセス制限制度の周知や従業員教育の推進等の課題に適切に取り組む。

7. 競馬の国際化への対応

日本のダート競走の国際的な評価を高めるため、将来的に全てのダートグレード競走を国際競走とするための取組を推進し、国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、競馬の国際化への対応を着実にを行う。

(1) 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議に参画し、競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を図るとともに地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化に向けた働きかけを行う。

- (2) 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等の地方競馬に関する各種統計情報の提供や地方競馬PR動画を作成するなどの情報発信を行い、地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化の取組を強化する。
- (3) ダートグレード競走のより高い国際格付けの取得に向けて、レースレーティングを向上させるため、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促すための褒賞金を拡充するほか、3歳ダート三冠競走及び頂点競走に出走する意欲を促進するための付加賞金を支給する等の取組を継続して行う。(上記5(2)の事業として実施)。
- (4) JRAハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標であるレーティングの作成を行う。
- (5) 海外で行われる主要な競走への地方競馬所属馬の出走を後押しするため、出走した馬への出走奨励金及び優勝した馬への褒賞金を支給する(上記5(1)の事業として実施)。
- (6) 教養センターの国際検疫厩舎を有効活用しながら、地方競馬で行う国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国に係る検疫業務等を必要に応じて行い、国際交流競走の実施や地方競馬所属馬の海外で行われる主要な競走への出走を支援する。

8. 適切な事業運営等の確保と総合的な組織力強化への取組

協会が適切な事業運営等を行えるよう、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) 競馬活性化計画の評価と推進

令和7年度は競馬活性化計画の中間年度にあたることから、計画に基づく事業の実施状況とその効果について中間検証を実施し、主催者の経営基盤強化状況の分析と今後の見込みを踏まえて、最終年次に掲げた数値目標の達成に向けた計画の着実な推進を図る。

また、検証結果に基づき令和8年度以降の地方競馬全体の方向性について検討を進める。

(2) 適切かつ効率的な事業運営の実施

地方共同法人としての責務を確実に果たすため、コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化とともに、主催者の立場・視点に立った適切かつ効率的な事業運営の実施を目指す。

(3) 中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営

経済の先行きや売上動向を注視するとともに、中長期的な財政見通しを踏まえ、持続可能な地方競馬の発展に資するよう、健全な財政運営を行う。

(4) 人材の確保・育成及び組織力向上の取組

競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員等の採用により人員・人材を確保するとともに、職務に応じた適切な教育・研修等により人材を育成する。また、畜産振興補助金申請システムの構築や協会本部における裁決映像の遠隔監視に向けた検討など、効率性及び生産性の高い業務遂行を行い、組織力向上を図る。

(5) 引退競走馬の福祉対策

国際的なアニマルウェルフェアへの関心の高まりを受け、「引退競走馬に関する検討委員会」に参加し、引退競走馬の福祉に関する課題について協議していくとともに、令和6年度に基本財産の拠出を行った引退競走馬に関する専門的団体（(一財) Thoroughbred Aftercare and Welfare）を通じて、引退名馬繋養展示事業への支援や引退競走馬のリトレーニングに対する支援等を行う。また、適時引退競走馬の寄贈を受け、リトレーニングの上、騎手候補生の訓練馬として活用する。

(6) 補助事業や助成事業に対する監査及び協会業務に係る監査の適切な実施

各補助事業等について、外部機関からの評価や適切な監査の実施によって透明性と公平性を確保することに努めるとともに、協会業務の内部監査を監事監査と連携して適切に実施する。また、事業運営の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。

i 競馬番組等の関連情報を管理する「統合型競馬情報システム（IRIS）」、勝馬投票券の発売、払戻等を行う「地方競馬共同トータリゼータシステム（共同 TZS）」、統合型競馬情報システム及び地方競馬共同トータリゼータシステムから、地方競馬情報サイトやマスコミへデータを配信する「開催情報配信システム」、インターネット回線を介してライブ映像等を配信する「地方競馬映像配信システム」、投票、映像、開催情報等のデータを送受信する「地方競馬統合ネットワークシステム」、及び勝馬投票券発売施設におけるオッズ表示を管理する「オッズ等表示システム」の総称

ii 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された競走群。令和7年度は「グランダム・ジャパン」、「未来優駿」、「3歳スプリントシリーズ」、「地方競馬ジョッキーズチャンピオンシップ」、「ヤングジョッキーズシリーズ」及び「レディスジョッキーズシリーズ」を実施する。

iii ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定され、令和4年3月25日に変更された計画が閣議決定された。現行計画は、令和7年3月に変更される予定。